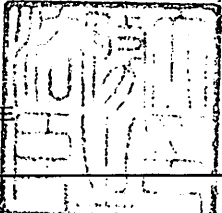


処 分 説 明 書

(教示)

1. この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができません。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
 2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の判決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注) この処分を行った者が行政執行法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する行政執行法人及びその長となります。

1 処分者		
官 職 法 務 大 臣		
氏 名 金 田 勝 年		
2 被処分者		
所属部課 法務総合研究所	氏名（ふりがな） いいじま さとる 飯島 暁	
官 職 検事兼法務教官	級及び号俸 [REDACTED]	
3 処分の内容		
処分発令日 平成28年9月15日	処分効力発生日 平成28年9月15日	処分説明書交付日 平成28年9月15日
根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号	処分の種類及び程度 停職3月	
国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日
処分の理由 被処分者は、平成28年8月26日午後6時半頃、東京都新宿区所在のJR新宿駅ホームにおいて、所持していた動画撮影機能付き携帯電話機を、氏名不詳の女性の後方からスカート内に差し向けてスカート内の下着などを撮影し、もって公共の場所において、人を著しく羞恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような行為をしたものである。		